

新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第56号

新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年新潟市条例第49号）の一部を次のように改正する。

題名中「新潟市長」を「新潟市議会議員及び新潟市長」に改める。

第1条中「新潟市長」を「新潟市議会議員（以下「市議会議員」という。）及び新潟市長」に改める。

第2条中「市長」を「市議会議員及び市長」に改める。

第3条に次の1項を加える。

2 市議会議員の選挙の候補者が前項の規定により届け出る場合は、当該候補者が立候補する区の選挙管理委員会を経由しなければならない。

第4条中「前条」を「前条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される新潟市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された新潟市議会議員の選挙については、なお従前の例による。